

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和4年7月～9月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

※令和5年2月28日、46番～56番を追加しました。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	2年目職員（文章力向上・プレゼンテーション能力向上）研修業務委託	株式会社話し方教育センター	R4. 7. 1	1, 195, 656	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適切ではないため。また、令和元年度に指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定した。令和2及び3年度に研修を実施し、受講者から高い評価を受けているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）
2	令和4年度浜松市住居表示システムクラウド環境移行改修業務	株式会社フジヤマ	R4. 9. 9	1, 485, 000	浜松市住居表示システム運用保守業務を株式会社フジヤマに委託している（契約期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）。浜松市住居表示システムのクラウド環境への移行を円滑に実施し、移行後も現在と同様にシステムが使用できるように調整することは、同システムを構築し、かつ現在運用保守を行っている同社でなければ提供できない業務であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部文書行政課 （電話：053-457-2093）
3	令和4年度浜松市LWC指標活用支援業務委託	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	R4. 9. 14	4, 796, 000	統計的分析に関するノウハウ・実績・企画力を必要とすることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 （電話：053-457-2454）
4	令和4年度マイナンバーカード出張申請サポート業務（実施提案型）	遠州鉄道株式会社	R4. 8. 25	14, 985, 702	本業務は専門知識やノウハウ、実績、企画力等を必要とすることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 （電話：053-457-2454）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
5	令和4年度 マイナンバーカード出張申請サポート業務 (指定会場での実施)	株式会社東海道シグマ 浜松支店	R4. 8. 5	29, 867, 750	本事業は国の第2弾マイナポイント事業に合わせて実施する施策であり、申請期限である9月末までに可能な限り多数の申請サポートを実施する必要がある。 本市のマイナポイントサポート事業を受託しており、申請段階から交付後のポイント事業まで包括的にサポートができる事業者であるとともに、マイナンバーカードに関する教育を受けた人員を短期間で準備できるのは、同社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話：053-457-2454)
6	浜松市標準準拠システム移行計画策定支援業務委託	ITbook株式会社	R4. 7. 8	9, 817, 500	公募型プロポーザルによる調達により、最も優れた企画提案を行った当該業者を選定。見積もり合わせを行い、委託業者として決定したものの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2724)
7	令和4年度 技術監理デジタル運営経費 建設総合情報システム改善業務委託 (ブラウザ及びIPアドレス設定変更)	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R4. 7. 27	1, 441, 000	当システムは、当該会社が開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部技術監理課 (電話：053-457-2426)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
8	令和4年度家屋評価計算入力業務	株式会社SBS情報システム	R4.7.4	12,302,070	家屋評価計算は評価の均衡上、同一の基準、計算方法によって行う必要がある。浜松市が使用している家屋評価システムは、株式会社SBS情報システムが開発し、本市独自の設定にカスタマイズしたものを同社が管理運用しているものであり、それと完全に同期のとれたシステム環境で家屋評価計算データ入力業務を行うことは他の業者にはできないため、1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2629)
9	令和4年度北区固定資産現況調査業務	株式会社ゼンリン 浜松営業所	R4.8.4	1,320,000	過去の現地の状況を把握して、本業務の実施に当たり必要とされる下記の要件を全て満たす業者で、入札参加資格者名簿（業務委託）に登録している業者は株式会社ゼンリン1者であるため。 ①著作物である地図情報データを著作権者として利用できる。 ②地図作成の調査時に収集し、地図製品には反映していない、ソーラー発電施設用地等課税に必要な情報を有している。 ③他の自治体で同様の業務で実績がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2629)
10	滞納管理システム催告書運用変更対応改修業務	日本電気株式会社 浜松支店	R4.7.1	5,247,000	現在の滞納管理システムは日本電気株式会社のものを使用しており、他の事業者による改修が不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部収納対策課 (電話：053-457-2268)
11	令和4年度中山間地域モバイルスタンプラリー事業業務	天竜商工会	R4.9.27	2,343,000	本業務は、「キラ☆クニ」登録店舗50店舗に事業説明・参加依頼・調整をし、事業の企画や運営をするものである。各店舗や関係団体に対し、円滑に連絡調整ができるのは、それらの多くが加盟している公益法人である天竜商工会のみであり、本事業を実施できる事業者は他に見当たらないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
12	浜松市移動支援事業	合同会社AYUMINA	R4. 9. 20	70, 654, 000	・浜松市移動支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（移動支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
13	浜松市日中一時支援事業	株式会社サニートラベル	R4. 7. 11	64, 361, 000	・浜松市の日中一時支援事業実施要綱に基づき浜松市地域生活支援事業（日中一時支援事業）実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
14	令和4年度 保健事業周知啓発業務委託	株式会社 SBSプロモーション	R4. 8. 25	3, 361, 000	受診者増加を図る効果的な広告展開が必要であり、専門的な知識や技術に加え、斬新なアイデアが必要なことから、プロポーザル方式によって参加者の知識・技術、アイデア性を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 （電話：053-457-2638）
15	令和4年度佐久間地域及び水窪地域し尿等運搬業務	株式会社ハマエイ	R4. 7. 11	1, 369, 500	当該地域のし尿等の収集運搬許可業者は株式会社ハマエイのみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理課 （電話：053-453-6226）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
16	YouTube等を活用した魅力発信事業	株式会社そらまめ	R4. 7. 19	9,955,000	本業務の企画立案にあたっては、本市が有する資源を活用したブランディングや効果的なプロモーション手法の検討などにおいて、戦略的なプロモーションを行うための事業構築が必要となる。また、YouTubeなどソーシャルメディア媒体の動画発信に関しても実績とノウハウをもつ業者でなくては実施が困難である。そのため、本業務の受託者の選定にあたっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、効果的かつ確実に実施できる企画提案を広く求め、業務の履行能力等を評価し、最も適したものを選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
17	令和4・5年度 浜松市防災都市づくり計画策定業務	中央コンサルタンツ株式会社静岡事務所	R4. 7. 4	33,924,000	本業務は、災害リスク分析実施の前段階においてGISデータの加工や町丁目ごとの統計データ等の基礎データを整理し、災害リスクの分析、判定及び評価それぞれの実施手法について、本市の地域性を考慮した効率的かつ効果的な手法を検討する必要がある。業務実施にあたり、これらの項目について専門的かつ幅広い業務経験を有する高度な技術提案が必要であることから、公募型プロポーザル方式により参加者を審査したうえで、当該事業者が本業務に最適であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部都市計画課 (電話：053-457-2371)
18	令和4年度 浜松市歴史的風致維持向上計画進行管理支援業務	株式会社 創建	R4. 8. 25	2,794,000	本業務は複数の分野にまたがる広範かつ高度な知識と豊かな経験を求める必要があり、公募型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該事業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部土地政策課 (電話：053-457-2656)
19	令和4年度 西遠都市圏総合都市交通体系調査に伴う補完調査業務委託	一般財団法人 計量計画研究所	R4. 8. 26	12,900,000	本調査は、本年度に一般財団法人計量計画研究所が進めている西遠都市圏総合都市交通体系調査業務委託の調査内容や分析手法を基本とし、追加データとして必要な調査票の作成や分析を実施することから、一体的に業務を進める必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部交通政策課 (電話：053-457-2441)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
20	令和4年度大平台北東区域地下構造物調査事業地下水処理計画等に関する技術支援業務	一般社団法人日本建設機械施工協会	R4. 8. 9	5, 060, 000	<p>本業務は、別途発注の地下水処理計画業務や各種調査、関連工事と連携し、事業全体の総合的な技術指導及び助言等を行い、円滑な事業推進を図ることを目的としている。</p> <p>一般社団法人日本建設機械施工協会は、建設機械と建設機械化施工に関するわが国唯一の総合試験研究機関として、土木、機械、地質分野等の多彩な技術者や各種試験機を有し、国家的プロジェクトを含む多様な事業の調査・研究・開発に参画している。</p> <p>本市では、道路管理者が発注する橋梁維持管理等における技術支援業務において、その豊富な経験と高度な技術力により多大な成果を納めており、佐鳴湖西岸の道路陥没では、緊急的な対応として技術支援の協力を受けている。</p> <p>こうした中、同協会は、当該事業を熟知しており、業務の目的を適切に遂行する上で、必要な技術支援を担うことができる唯一の業者である。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部市街地整備課 (電話：053-457-2716)
21	公園台帳管理システム構築業務	株式会社フジヤマ	R4. 9. 15	4, 158, 000	<p>業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。</p> <p>公募型プロポーザル方式により、企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を適格な事業者であると決定したため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 (電話：053-473-1829)
22	令和4年度 交通事故データ活用事象 交通事故AI分析業務	株式会社オリエンタル コンサルタンツ 浜松事務所	R4. 7. 11	29, 997, 000	<p>公募型プロポーザルによる調達により、最も優れた企画提案を行った当該業者を選定。見積もり合わせを行い、委託業者として決定したものの。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路企画課 (電話：053-457-2232)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
23	令和4年度市単独土木施設災害復旧事業 浸水区域（九領川流域）調査業務	株式会社フジヤマ	R4. 7. 27	4, 730, 000	浸水被害の状況把握は、現地に浸水痕跡が残存する短期間に調査を実施する必要があるため、「災害時における測量設計等業務委託に関する協定書」第5条に基づき、災害応急業務協力者へ要請するもの。 依頼業者の選定については、調査対象となる範囲内の地形的状況を把握しており、早急に現地調査を実施できる要員を確保している必要があるため、浜松市測量設計業協会に対して対応できる業者推薦を依頼し、災害応急業務協力者名簿の中から推薦を受けた、株式会社フジヤマを選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	土木部河川課 （電話：053-457-2451）
24	令和4年度浜松市消防団プロモーション事業業務委託	株式会社 中日アド企画	R4. 7. 28	1, 999, 800	本業務は、高度な創造性、企画力及び映像制作技術等を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の創造性等を審査し、当該業務が本業務に適切なものであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局 消防総務課 （電話：053-475-7524）
25	浜松市立積志中学校他9校 低濃度PCB廃棄物収集運搬処分業務	株式会社太洋サービス	R4. 8. 1	6, 019, 750	当該業務を行うために必要な要件を満たす者は株式会社太洋サービス者のみのため。 【必要な要件】 廃棄物処理法に基づく低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理認定を受けており、このうち廃棄物の種類として「廃油、トランスコンデンサ等、その他汚染物、処理物」を含み、かつ収集運搬の許可が「有」であること（当該業務、低濃度ポリ塩化ビフェニルを含む廃棄物の収集・運搬及び処分に必要）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 （電話：053-457-2403）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
26	令和4年度プレスクール業務委託	特定非営利活動法人浜松日本語日本文化研究会	R4. 8. 5	1, 591, 304	令和5年度新入学児童のうち日本語がほとんど理解できない子供や、日本の幼児教育を受けていないか受けていても期間が短い子供とその保護者に対し、入学前に日本の学校生活や社会生活に必要な知識や日本語を身に付ける機会を提供することで、学校生活の円滑なスタートへつなげることを目的とする。公募型プロポーザルにより広く参加者を募り企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課(教育総合支援センター) (電話: 053-457-2428)
27	浜松市役所仕事研究ガイド(仮称)等作成業務	株式会社クリエイティブプロジェクト・ズーム	R4. 7. 1	1, 870, 000	市内業者・準市内業者を中心に、広告宣伝業務を遂行できる事業者を指名し、プロポーザル方式で事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人事委員会事務局 (電話: 053-457-2201)
28	浜松市水道料金等調定システム機能改修業務(適格請求書等保存方式対応)	日本電気株式会社 浜松支店	R4. 9. 20	6, 006, 000	浜松市水道料金等調定システムを開発し、著作権を有する事業者でなければ対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 (電話: 053-474-7812)
29	受益者負担金賦課用公図GIS化業務	株式会社管総研 東京支店	R4. 9. 20	5, 786, 000	データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者(代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。)以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 (電話: 053-474-7812)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
30	令和4年度 常光浄水場配水ポンプ分解点検業務	クボタ環境エンジニアリング株式会社 中部支店	R4. 7. 15	3, 113, 000	保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
31	令和4年度 大原浄水場外緊急遮断弁点検業務	株式会社前澤エンジニアリングサービス 横浜営業所	R4. 8. 1	4, 070, 000	保守における運用の安全性・信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
32	令和4年度 常光浄水場配水ポンプ用電動機分解点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 静岡支社	R4. 8. 26	1, 980, 000	保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
33	令和4年度 小林配水場外8施設計装設備点検業務	誠興電機株式会社	R4. 7. 21	2, 035, 000	当該施設の計装設備（制御盤及び配電盤）は、収集されたデータを基にPLC装置により制御されている。PLC装置のプログラムは、誠興電機株式会社独自の方式で組まれていることから、設備・システム間の性能、安定稼働を維持し、円滑に動作させることができるのは、誠興電機株式会社のみであるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話：053-525-6081)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
34	令和4年度 白山配水場外4施設緊急遮断弁点検業務	株式会社クボタ建設東京支社	R4. 7. 21	1, 177, 000	対象機器は株式会社クボタ製の緊急遮断弁で、製品の保守点検を専属に行っているのは株式会社クボタ建設東京支社のため、メーカー独自の技術力と運用の安全性、信頼性を維持担保できるのは株式会社クボタ建設東京支社のみであるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話: 053-525-6081)
35	令和4年度 天竜区内仕切弁等点検業務	天竜北遠上下水道協同組合	R4. 9. 14	5, 478, 000	当業務委託は、点検区域が天竜区全般にわたり広域となるため、天竜・春野・佐久間・水窪の各地区において点検体制が構築でき、長年天竜区の水道管工事に携わり仕切弁や空気弁設置箇所状況を把握している、指定工事業者で構成される天竜北遠上下水道協同組合以外では業務の遂行ができない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 (電話: 053-922-0035)
36	浜松市高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人 浜名医師会	R4. 9. 30	16, 676, 682	本業務は、医師資格が必須であり、雄踏地区及び舞阪地区の予防接種実施可能な医療機関でなければならない。これらの要件を満たしている団体は浜名医師会以外になく、業務の性質と目的が競争入札に適さないため、随意契約するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区健康づくり課 (電話053 -597-1120)
37	令和4年度浜松市引佐診療所医療医事システム改修業務	株式会社 コム・エンジニアリング	R4. 7. 1	1, 815, 000	現行の医療医事システムは、導入業者である株式会社コム・エンジニアリングが、引佐診療所にカスタマイズしたレセプトコンピュータシステムである。そのため、適正なシステム改修の遂行が可能な業者は株式会社コム・エンジニアリングのみであるため、1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北区健康づくり課 鎮玉診療所グループ (電話: 053-528-5800)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
38	浜松市高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人 磐周医師会	R4. 9. 26	30,946,000	本業務は天竜区内の医師、医療機関に委託する必要があり、指名競争入札には適していないことから、区内の医師を会員とし総括する唯一の団体である「一般社団法人 磐周医師会」と、一者特命による随意契約を締結する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課 (電話：053-925-3142)
39	令和4年度戸籍システムの社会保障・税番号制度システム整備等業務（情報提供用個人識別符号取得に係る作業）	日本電気株式会社 浜松支店	R4. 7. 11	2,200,000	戸籍システムは日本電気株式会社製のパッケージソフトを使用しており、今回の業務に係るサーバの改修及び設定作業は同社しか行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 戸籍・住基担当 (電話：053-457-2834)
40	業務端末更新に伴う浜松市戸籍システム改修業務	日本電気株式会社 浜松支店	R4. 8. 10	5,489,000	戸籍システムは日本電気株式会社製のパッケージソフトを使用しており、今回の業務に係るサーバの改修及び設定作業は同社しか行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 戸籍・住基担当 (電話：053-457-2834)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
41	令和4年度マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化に係る住民記録システム改修業務	日本電気株式会社 浜松支店	R4.9.7	23,430,000	住民記録システムは日本電気株式会社が同社製のパッケージソフトを使用して構築している。また、日本電気株式会社は同社製パッケージソフトに著作権を有しているため、法改正作業についての構築及び技術的支援（サービス開始までの一連の工程）は同社しか行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 戸籍・住基担当 (電話：053-457-2834)
42	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース姫路）	株式会社アップル	R4.8.1	6,480,000	場外車券売場の設置については小型自動車競走法第8条第1項の規定に基づく経済産業大臣の設置許可が必要であり、「オートレース姫路」にあたっては、施設所有者である株式会社アップルが許可を受けているため、一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課（公営競技室） (電話：053-471-0066)
43	スタートアップ成長支援事業業務委託	フォースタートアップ株式会社	R4.7.1	10,471,366	本業務は専門的な知識や経験を必要とするなど、業務の内容や性質が価格競争で受託者を決定することが適当でないことから、公募型プロポーザル方式によって参加者を審査したうえで、当該業者が本事業に最適な者と判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
44	令和5年度 浜松市こうま放課後児童会ほか20施設運営業務	株式会社明日葉	R4. 9. 7	129, 714, 532	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2406)
45	令和5年度 浜松市気賀放課後児童会ほか9施設運営業務	株式会社アンフィニ	R4. 9. 22	91, 008, 000	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2406)
46	台風第15号災害廃棄物運搬業務委託	株式会社リサイクルクリーン	R4. 9. 30	1, 204, 500	災害廃棄物の臨時仮置場として設置した船明ダム運動公園の駐車場は、一般市民が利用する公園であり、今後、当該公園においてイベント等も予定されている。そのため、公園利用者の安全性・廃棄物の腐敗による公衆衛生の観点から、駐車場に搬入された災害廃棄物を速やかに運搬・処理する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	環境部ごみ減量推進課 (電話：053-453-0026)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課 (施設)
47	令和4年度疑似体験でわかる中・高校生交通安全教室実施業務	株式会社ホンダレインボーモータースクール 交通教育センターレインボー浜名湖	R4. 7. 28	1, 188, 000	本業務を実施できる登録業者はなく、株式会社ホンダレインボーモータースクール 交通教育センターレインボー浜名湖の他には実施実績のある団体はない。以上のことから、安全運転教育実施機関である本業者との随意契約（一者特命）とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中区まちづくり推進課 (電話：053-457-2778)
48	浜松市保健総合管理システム機能改修業務（新型コロナウイルスワクチンオミクロン株および小児3回目接種対応）	日本コンピューター株式会社	R4. 9. 20	3, 421, 000	開発業者以外では現行システムの解析に時間と費用がかかり、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできない。 また、ソフトウェアの著作権の点からも開発業者以外では対応できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
49	令和4年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	一般社団法人 浜松市医師会	R4. 9. 29	672, 546, 400	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。医師会は、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
50	令和4年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	一般社団法人 浜松市 浜北医師会	R4. 9. 29	100, 632, 940	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。医師会は、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
51	令和4年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	一般社団法人 浜名医 師会	R4. 9. 29	26, 209, 700	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。医師会は、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
52	令和4年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	一般社団法人 引佐郡 医師会	R4. 9. 29	24, 305, 050	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。医師会は、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
53	令和4年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	一般社団法人 磐周医師会	R4. 9. 29	23, 451, 010	この事業の目的を達成するためには、医療機関との連携のもとに実施する必要がある。医師会は、ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
54	令和4年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	医療法人社団 井上医院	R4. 9. 29	1, 805, 694	当該医療機関をかかりつけ医としている市民の利便性を図るため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
55	令和4年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン接種等業務 その2	四ツ池メディカル・ヴィレッジ	R4. 9. 29	1, 401, 633	当該医療機関をかかりつけ医としている市民の利便性を図るため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
56	令和4年度 浜松市 新型コロナウイルスワクチン集団接種業務(調剤) その2	一般社団法人 浜松市薬剤師会	R4. 9. 29	16, 214, 500	ワクチン接種実施医療機関を統括できる唯一の機関であり、他の者では取り扱いができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)